

## 関係各位

### 押印を求める手続きの見直しについて

株式会社 全国鉄骨評価機構  
代表取締役社長 山口 種美  
【公印省略】

政府の規制改革実施計画に基づき、国土交通省が単独で所管する省令の改正により、押印を求める手続きの見直しが実施されました（令和2年国土交通省令第98号、令和3年3月1日から施行）。鉄骨製作工場の大員認定に係る手続きについては、建築基準法施行規則別記50号の11様式（構造方法の認定申請書）において、申請者（工場）の押印が不要となります。

つきましては、国土交通省における押印手続きの見直しに伴い、性能評価機関が申請者に対して求めていた性能評価申請書等への押印についても見直しを行うこととしました。

以上の見直しの具体的な内容は下記のとおりです。

#### 記

#### 1.大臣認定申請書関係

- ・構造方法の大員認定申請書（規則別記50号の11様式）\*<sup>1</sup>の押印廃止
- ・上記業務の委任状（性能評価機関宛）\*<sup>2</sup>への押印廃止

\*<sup>1</sup>, \*<sup>2</sup>; 認定申請時に全鉄評から申請工場へお送りする書類です。押印は不要となっています。

#### 2.性能評価関係

##### 1)全鉄評が工場に提出する書類

- ・基本方針；全鉄評から工場に提出する書類のうち、性能評価書等、発注者等から工場に提出が求められる書類については、書類の性格から従来通り全鉄評の代表印を押印する。
- ・代表印押印書類；性能評価書、通知書、評価期限延長通知書等  
なお、全鉄評から都道府県組合に通知する重要な文書については、全鉄評の文書番号を付けたうえで、公印省略とする。

##### 2)申請工場が全鉄評に提出する書類

- ・基本方針；申請工場が全鉄評に提出する書類は、当事者間の契約、届出に関する書類であり、国の押印手続きの見直しに準じて、原則として工場の押印は省略する。
- ・押印廃止書類；性能評価申請に求められる書類及び評価・認定後の届出書類  
性能評価申請書\*<sup>3</sup>、品質管理責任者、品質管理体制の変更届、評価書の受領、認定書の受領、その他 性能評価業務約款、約款細則に規定する届出書類  
\*<sup>3</sup>；ホームページに掲載している申請書作成シート等は、押印は省略された書式になっています。

#### 3. 実施時期

2021年4月1日より

以上